

危険物関連設備等の性能評価に係る実施細則

平成8年8月16日危保細則第1号

最終改正 令和3年10月20日危保細則第10号

第1 目的

この細則は、危険物関連設備等の性能評価に係る業務規程（平成8年8月16日危保規程第3号以下「規程」という。）に基づき、危険物関連設備等の性能評価に関し必要な細目を定めることを目的とする。

第2 申請の受理

危険物関連設備等の性能評価の申請を受理するにあたっては、規程第1に定める本評価の目的及び規程第2に定める性能評価の対象に含まれていることを確認する。なお、必要に応じ申請内容について、消防庁と事前に協議するものとする。

第3 申請書類

- 1 規程第5の性能評価の申請は、様式第1によるものとし、添付する関係書類は、次のとおりとする。
 - (1)仕様・構造説明書
 - (2)設計図書
 - (3)試験成績書（国外で実施された試験成績書を含む。）
 - (4)特許出願等が行われている場合にあっては、その概要を説明した図書
 - (5)設置後の点検の要領を記載した図書
 - (6)設置後の維持管理及び運用方法を記載した図書
 - (7)その他性能評価に必要な資料
- 2 規程第8の定期性能調査の申請は、様式第2によるものとする。
- 3 規程第9、2の証票の申請は、様式第3により、表示の登録の申請は、様式第3の2によるものとする。
- 4 規程第7、3の性能評価確認書の交付の申請は、様式第4によるものとする。
- 5 規程第10、1の変更に係る申請は、様式第5によるものとする。
- 6 規程第10、2の変更に係る申請は、様式第6によるものとする。

第4 評価結果通知等

- 1 規程第7の性能評価、規程第8の定期性能調査及び規程第10の性能等の変更に係る結果通知は、様式第7によるものとする。
- 2 規程第9、4の表示の登録に係る通知は、様式第7の2によるものとする。

第5 証票等

- 1 規程第9、2の証票は、様式第8によるものとする。
- 2 規程第7、3の性能評価確認書は、様式第9によるものとする。

附 則

この細則は、平成 8 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 1 年 1 0 月 1 9 日危保細則第 8 号）

この細則は、平成 1 1 年 1 0 月 1 9 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 1 3 年 3 月 1 日から実施する。

附 則

この細則は、平成 1 4 年 4 月 1 5 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 1 0 月 2 0 日危保細則第 1 0 号）

この細則は、令和 3 年 1 2 月 1 日から施行する。